

株式会社ヤマダ電機に対する排除措置命令について

平成20年6月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同社に対し、同法第19条（大規模小売業者^{（注）}による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法第7項に該当）の規定に違反するものとして、同法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

（注） 「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上であるもの又は店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が特別区及び政令指定都市の区域においては3,000平方メートル以上、それ以外の区域においては1,500平方メートル以上の店舗を有するものをいう。

1 関係人

名 称	株式会社ヤマダ電機
所 在 地	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代 表 者	代表取締役 山田 昇
事業の概要	家電製品等の小売業

2 違反行為の概要

- (1) ヤマダ電機は、店舗（別表記載の8社の店舗を含む。以下同じ。）の新規オープン及び改装オープンに際し、自社と継続的な取引関係にあるテレビ、冷蔵庫、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、家庭用ゲームソフト等の納入業者であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているものに対し、当該納入業者の納入に係る商品であるか否かを問わず当該店舗における商品の陳列、商品の補充、接客等の作業を行わせるために、あらかじめ当該納入業者との間で派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を負担することなく、その従業員等を派遣させている。
- (2) ヤマダ電機は、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラの納入業者であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているものに対し、あらかじめ当該納入業者との間で派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を負担することなく、当該納入業者から購入した商品のうち、店舗における展示のために使用したもの及び顧客から返品されたものを「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために、その従業員等を派遣させていた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査
電話 03-3581-4960（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

3 排除措置の概要

- (1) ヤマダ電機は、前記2(1)の行為を取りやめるとともに、当該行為を取りやめる旨及び今後当該行為と同様の行為を行わない旨を取締役会において決議しなければならない。
- (2) ヤマダ電機は、前記2(2)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わない旨を取締役会において決議しなければならない。
- (3) ヤマダ電機は、前記(1)に基づいて採った措置を自社と継続的な取引関係にあるテレビ、冷蔵庫、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、家庭用ゲームソフト等の納入業者に、前記(2)に基づいて採った措置を自社と継続的な取引関係にあるパーソナルコンピュータ及びデジタルカメラの納入業者に、通知するとともに、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) ヤマダ電機は、今後、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (5) ヤマダ電機は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定
 - イ 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

別表

本店の所在地	事業者名
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社沖縄ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社関西ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社ダイクマ
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社中四国テックランド
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社テックサイト
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社東海テックランド
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社東九州テックランド
鹿児島市新栄町13番8号	南九州ヤマダ電機株式会社

1 最近の類似事例（小売業者の納入業者等に対する優越的地位の濫用）

件名 措置年月日	内容
平成20年（措）第15号 (株)エコスに対する件 平成20年6月23日	納入業者に対し 店舗の開店及び閉店に際し、閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に100分の50を乗じる等の方法により算出した額をその納入価格から値引きをさせていた。 店舗の開店及び閉店に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「即引き」と称して、開店に当たって納入させる特定の商品について、その納入価格を通常の内納価格より低い価格とすることにより、通常の内納価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「協賛金」と称して、金銭の負担をさせていた。
平成20年（措）第11号 (株)マルキョウに対する件 平成20年5月23日	納入業者に対し メーカーが定めた賞味期限等とは別に、独自の販売期限を定め、当該販売期限を経過した商品について、当該販売期限を経過したことを理由として返品している。 商品回転率が低いこと等を理由として、商品の返品又は割引販売を行うこととし、返品することとした商品について当該商品を返品し、又は割引販売を行うこととした商品について当該商品の納入価格から値引きをさせていた。 「大判」と称するセール等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。
平成19年（措）第6号 (株)ニシムタに対する件 平成19年3月27日	納入業者に対し 商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、当該商品の全部又は一部を返品し、また、自社が割引販売を行うこととしたものについて、割引販売に伴う利益の減少に対処するために必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。 自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせ、また、割引販売後に売れ残った商品について、全部又は一部を返品している。 自社の店舗の改装等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。
平成18年（措）第8号 (株)パローに対する件 平成18年10月13日	納入業者に対し 中元商品等の販売に際し、ギフト商品等を購入させていた。 自社の店舗の新規オープン等に際し、自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた。 自社の店舗の新規オープン等に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、金銭的負担を提供させている。一定期間継続して販売する商品に係る当該店舗への初回納入分を無償で提供させている。8月及び12月に売上げの増大が見込まれることを理由として、毎年8月及び12月における各納入業者との取引額の1パーセントに相当する額の金銭的負担を提供させている。 他社の店舗の営業等を譲り受け、当該店舗を自社の店舗として新規オープンするに際し、在庫となる商品を処分するため、当該商品を購入させていた。

2 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第七条第二項〔既往の違反行為に対する措置〕の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

〔排除措置命令〕

第四十九条 第七条第一項〔排除措置〕若しくは第二項〔既往の違反行為に対する措置〕（第八条の二第二項〔事業者団体による既往の違反行為に対する措置〕及び第二十条第二項〔既往の不公正な取引方法に対する措置〕において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項〔事業者団体に対する排除措置〕、第十七条の二〔合併等に係る排除措置〕又は第二十条第一項〔不公正な取引方法に係る排除措置〕の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項〔命令及び審決の議決方法〕の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者）に限る。第五十二条第一項〔審判請求〕、第五十七条〔被審人等が不出頭の場合の取扱い〕、第五十九条〔被審人等の防禦権〕、第六十条〔証拠不採用の理由の開示〕及び第六十三条〔委員会に対する直接陳述〕において同じ。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される排除措置命令の内容
- 二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- 三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（抄）

（平成十七年五月十三日公正取引委員会告示第十一号）

（納入業者の従業員等の不当使用等）

- 7 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己等の業務に従事させるため、納入業者にその従業員等を派遣させ、又はこれに代えて自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。
- 一 あらかじめ納入業者の同意を得て、その従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務（その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合にあつては、当該商品の販売業務及び棚卸業務）のみに従事させる場合（その従業員等が有する販売に関する技術又は能力が当該業務に有効に活用されることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。）
 - 二 派遣を受ける従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、その従業員等の派遣のために通常必要な費用を大規模小売業者が負担する場合

備考

- 1 この告示において「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が百億円以上である者
 - 二 次に掲げるいずれかの店舗を有する者
 - イ 東京都の特別区に存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の店舗
 - ロ イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあつては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗
- 3 この告示において「納入業者」とは、大規模小売業者又はその加盟者が自ら販売し、又は委託を受けて販売する商品を当該大規模小売業者又は当該加盟者に納入する事業者（その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く。）をいう。

平成20年(措)第16号

排 除 措 置 命 令 書

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

株式会社ヤマダ電機

同代表者 代表取締役 山 田 昇

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第20条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社ヤマダ電機は、次の(1)の行為を取りやめるとともに、次の(2)の事項を取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 遅くとも平成17年11月以降、店舗(別表記載の8社の店舗を含む。以下主文において同じ。)の新規オープン及び改装オープンに際し、自社と継続的な取引関係にある家電製品等(テレビ、冷蔵庫、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、家庭用ゲームソフト等をいう。以下主文において同じ。)の納入業者であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているものに対し、当該納入業者の納入に係る商品であるか否かを問わず当該店舗における商品の陳列、商品の補充、接客等の作業を行わせるために、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている行為
 - (2) (1)の行為を取りやめる旨及び今後、(1)と同様の行為を行わない旨
- 2 株式会社ヤマダ電機は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 遅くとも平成17年11月以降，パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラの納入業者であって，その取引上の地位が自社に対して劣っているものに対し，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく，当該納入業者から購入した商品のうち，店舗における展示のために使用したものと及び顧客から返品されたものを「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために，当該納入業者の従業員等を派遣させていた行為を取りやめている旨を確認すること

(2) 今後，(1)の行為と同様の行為を行わない旨

3 株式会社ヤマダ電機は，第1項に基づいて採った措置を自社と継続的な取引関係にある家電製品等の納入業者に，前項に基づいて採った措置を自社と継続的な取引関係にあるパーソナルコンピュータ及びデジタルカメラの納入業者に，通知するとともに，前2項に基づいて採った措置を自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

4 株式会社ヤマダ電機は，今後，第1項(1)及び第2項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

5 株式会社ヤマダ電機は，今後，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，第1項(1)及び第2項(1)の行為と同様の行為を行うことのないようにするために十分なものでなければならず，かつ，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 納入業者との取引に係る独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

(2) 納入業者との取引に係る独占禁止法の遵守についての，役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務

担当者による定期的な監査

- 6 (1) 株式会社ヤマダ電機は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。
- (2) 株式会社ヤマダ電機は、前項(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、当委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) ア 株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」という。）は、肩書地に本店を置き、テレビ、冷蔵庫、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、家庭用ゲームソフト等（以下「家電製品等」という。）の小売業を営む者である。ヤマダ電機の平成19年4月から平成20年3月までの売上高は約1兆7300億円であり、100億円以上である。また、ヤマダ電機は、平成20年3月末日現在、352店舗の小売店舗を展開しているところ、これらの小売店舗のうち、54店舗は、東京都の特別区の存する区域又は政令指定都市の区域内に所在し、かつ、その店舗面積が3,000平方メートル以上の店舗であり、また、245店舗は、政令指定都市以外の市及び町村の区域内に所在し、かつ、その店舗面積が1,500平方メートル以上の店舗である。
イ ヤマダ電機は、その議決権の過半数を有する子会社として、別表の「本店の所在地」欄記載の地にそれぞれ本店を置く8社（以下「子会社8社」という。）を有し、子会社8社の店舗として、平成20年3月末日現在、家電製品等を販売する小売店舗を合計54店舗展開している。
- (2) ヤマダ電機は、我が国における家電製品等の小売業者の中で最大手の業者であり、さらに、他の家電製品等の小売業者を子会社等とすることにより、これら子会社等も含めたその小売業者としての規模を拡大している。
- (3) ア ヤマダ電機と継続的な取引関係にある家電製品等の納入業者（以下「納入業者」という。）は、約370社であり、ヤマダ電機の仕入担当者は、納入業者との間で、自社の店舗において販売する商品について商談を行い、納入価格等の取引条件を決定している。

イ ヤマダ電機は、子会社 8 社の店舗において販売される商品、その販売価格、その納入者等を決定し、当該商品のすべてについて、ヤマダ電機の仕入担当者が納入業者との間で商談を行い、納入価格等の取引条件を決定し、ヤマダ電機が仕入れている。

(4) 納入業者にとって、ヤマダ電機は重要な取引先であり、納入業者の多くは、ヤマダ電機との納入取引の継続を強く望んでいる状況にある。このため、納入業者の多くは、ヤマダ電機との納入取引を継続する上で、納入する商品の品質、納入価格等の取引条件とは別に、ヤマダ電機からの種々の要請に従わざるを得ない立場にあり、その取引上の地位はヤマダ電機に対して劣っている。

2 ヤマダ電機は、遅くとも平成 17 年 11 月以降、店舗（子会社 8 社の店舗を含む。以下同じ。）の新規オープン及び改装オープンに際し、納入業者に対し、当該納入業者の納入に係る商品であるか否かを問わず、当該店舗における商品の陳列、商品の補充、接客等の作業（以下「オープン作業」という。）を行わせることとし、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、オープン作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする店舗、日時等を連絡し、その従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、ヤマダ電機との納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣しており、ヤマダ電機は、当該派遣のために通常必要な費用を負担していない。

例えば、ヤマダ電機は、平成 17 年 11 月から平成 19 年 5 月までの間に、延べ 361 店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、オープン作業を行わせるため、納入業者約 250 社に対し、延べ約 16 万 6000 人の従業員等を派遣させ、使用している。

3 (1) ヤマダ電機は、遅くとも平成 17 年 11 月以降、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラの納入業者に対し、当該納入業者から購入した商品のうち、店舗における展示のために使用したものと及び顧客から返品されたものを「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業（以下「リカバリー作業」という。）を行わせることとし、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、リカバリー作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする作業

場所，日時等を連絡し，その従業員等を派遣するよう要請していた。

これらの要請を受けた納入業者の多くは，ヤマダ電機との納入取引を継続して行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされ，その従業員等を派遣しており，ヤマダ電機は，当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。

- (2) 平成19年5月10日，本件について，当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，ヤマダ電機は，同年11月ころ以降，前記(1)の納入業者にその従業員等を派遣させる行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記第1の1の事実によれば，ヤマダ電機は，大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成17年公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。）の備考第1項に規定する「大規模小売業者」に該当するところ

- 1 前記第1の1及び2の事実によれば，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，大規模小売業告示の第7項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず，自己の業務に従事させるため，納入業者の従業員等を派遣させているものであり，これは，大規模小売業告示の第7項に該当し
- 2 前記第1の1及び3の事実によれば，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，大規模小売業告示の第7項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず，自己の業務に従事させるため，納入業者の従業員等を派遣させていたものであり，これは，大規模小売業告示の第7項に該当し

いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。また，前記第1の3については，違反行為の取りやめが当委員会の審査開始を契機としたものであること等の事情を勘案すれば，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，ヤマダ電機に対し，独占禁止法第20条第1項及び第2項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成20年6月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

別表

本店の所在地	事業者名
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社沖縄ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社関西ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社ダイクマ
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社中四国テックランド
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11	株式会社テックサイト
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社東海テックランド
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	株式会社東九州テックランド
鹿児島市新栄町13番8号	南九州ヤマダ電機株式会社